

記 錄

令和 7 年 1 0 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 1 0 月 2 8 日 (火)

## 記 錄

### 令和7年10月農業委員会定例総会議事録

令和7年10月農業委員会定例総会を令和7年10月28日（火）午後3時00分から  
日向市役所 健康管理センター2階多目的ホールにおいて開催する。

#### 農業委員の出欠

##### 出席委員（14名）

1番	股 野 満 男	2番	細 川 豪 邦
3番	甲 斐 英 敦	4番	前 川 ふ じ 子
5番	平 野 直 樹	6番	山 本 孝 志
7番	海 野 善 文	8番	鈴 野 浅 夫
9番	治 田 健	10番	松 木 親 則
11番	山 本 恵 子	12番	黒 木 耕 作
13番	池 田 慶 子	14番	新 名 浩

#### 農地利用最適化推進委員の出席者

##### 出席委員（12名）

15番	岩 田 政 詞	16番	黒 木 義 行
17番	橋 口 泉	18番	菊 田 泰 德
20番	田 代 百 合 子	21番	河 野 美 紀
22番	黒 木 博	23番	海 野 茂 実
24番	伊 東 松 実	25番	溝 口 一 文
27番	黒 木 敬 治	29番	山 口 佐 知 男

#### 欠席委員（0名）

#### 事務局出席者

事務局長	寺原君保	事務局長補佐	柏田高宏
主任主事	黒木信介	主事	赤木なな実

## 記 錄

### 日程第1 議事録署名者の指名

10番 松木親則

11番 山本恵子

### 日程第2

- |        |  |
|--------|--|
| 議案第46号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について                            |
| 議案第47号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                            |
| 議案第48号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用<br>集積等促進計画について |
| 議案第49号 | 非農地証明願いについて  |
| 報告第50号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について                       |
| 報告第51号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について                            |
| 報告第52号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について                             |
| 報告第53号 | 農地改良届について  |
| 報告第54号 | 取下書について  |
| 報告第55号 | 農地転用許可申請後の許可状況報告について                               |

記 錄

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

10番

11番

## 記 錄

### 議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長	ただ今から、令和 7 年日向市農業委員会 10 月定例総会を開会します。日程第 1 議事録署名委員については、10 番松木親則委員、11 番山本恵子委員を指名します。よろしくお願ひします。
	次に、日程第 2 議案審議に入ります。最初に、議案第 46 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号 42、土地の所在地は美々津町、田が 1 筆で 1,503 m <sup>2</sup> です。兄弟間の贈与による所有権移転です。所有権移転後は米を作付されると伺っています。
	受付番号 43、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 2 筆で 323 m <sup>2</sup> です。贈与による所有権移転です。所有権移転後は野菜を作付けされると伺っています。
	全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
	以上 2 件皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号 42 担当の 21 番委員から補足があれば説明をお願いします。
21 番委員	21 番委員です。問題ありません。
議長	番号 43 担当の 23 番委員から補足があれば説明をお願いします。
23 番委員	23 番委員です。問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 46 号については許可することに決定します。ここで休憩します。
事務局長	議案第 47 号の番号 14 は、委員案件となっております。4 番前川ふじ子委員は、御退室をお願いします。
議長	再開します。次に、議案第 47 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての番号 14 であります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号 14、土地の所在地は東郷町下三ヶ、畑が 1 筆で 352 m <sup>2</sup> です。贈与による所有権移転で転用目的は住宅建築です。申請人にお話しを伺ったところ、両親も高齢になり仕事も大変になってきたので、手伝いや老後に備えて近くに住宅を建築したいとのことでした。生活雑排水は浄化槽を設置し、申請地北側の側溝に接続して行います。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、代替地も探したようですが見つからなかつたため立地基準も満たしていると考えられます。
	以上 1 件皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号 14 担当の 29 番委員から補足があれば説明をお願いします。

## 記 錄

29番委員 29番委員です。10月23日に現地調査を行いました。事務局から説明のあつたとおりで問題ないと思います。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第47号の番号14については承認することに決定します。ここで休憩します。

事務局長 4番前川ふじ子委員は、御入室をお願いします。

議長 再開します。次に、番号15について事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号15、土地の所在地は東郷町山陰、田が7筆で4247m<sup>2</sup>です。賃貸借権の設定で転用目的は資材置場です。申請人は林業や木質バイオマスチップ生産業等を営んでいる法人です。申請人にお話を伺ったところ、バイオマスチップ用丸太は、年10万トンの処理が必要なところ、既存の木材団地では年4万トン程度しか対応できないため追加で6万トンを処理するために、事業拡大を図りたいとのことでした。燃料となる丸太を4~5ヶ月の間乾燥させるための置場として利用したいとのことです。法面は土羽にし、法尻にU字溝を設置し、雨水や谷川の水は申請地南側の既存の調整池に接続して行います。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、代替地も探したようですが見つからなかったため、第1種農地の許可基準に該当しており立地基準も満たしていると考えられます。

以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号15担当の15番委員から補足があれば説明をお願いします。

15番委員 15番委員です。この件につきましては昨年度課題があるということで、地域の住民と利用者で意見交換会の場を設けました。その場で色々な課題について何かあった場合は事業者が対応するという話もありました。また地権者も代替地も頂いて、今年度は作付けをして収穫も終わったということで、私としては問題ないと思っております。また隣接地の方とも話したんですが、前回の協議内容のように対応していただければ問題ないのでないかという回答でしたので、特に問題はないと思います。以上です。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第47号の番号15については承認することに決定します。次に、議案第48号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてあります。事務局から説明をお願いします。

## 記 錄

事務局 受付番号 27、29、30は耕作者変更や農業経営基盤強化促進法からの移行による再設定や再配分、番号 28、31、32、33、34は新規の集積となっています。それぞれの配分先、期間、賃料等は議案書をご参照ください。田が 17 筆で 10, 259 m<sup>2</sup>です。以上 8 件皆様のご審議をお願いします。

議長 事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。議案第 48 号については全員賛成ですので、原案のとおり承認することに決定します。次に、議案第 49 号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 23、土地の所在地は東郷町坪谷、田が 6 筆で 3, 653 m<sup>2</sup>です。申請地は山林となっており、証明内容どおり 10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。

受付番号 24、土地の所在地は東郷町山陰、畠が 1 筆で 462 m<sup>2</sup>です。申請地は山林となっており、証明内容どおり 10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。

受付番号 25、土地の所在地は東郷町迫野内、田が 1 筆で 667 m<sup>2</sup>です。申請地は山林となっており、証明内容どおり自然災害による災害地等で農地として復旧が著しく困難な土地となっています。

受付番号 26、土地の所在地は東郷町迫野内、畠が 2 筆で 392 m<sup>2</sup>です。申請地は山林となっており、証明内容どおり農地法施行（昭和 27 年 10 月 21 日）以前から農地以外の土地となっています。以上 4 件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号 23 担当の 29 番委員から補足があれば説明をお願いします。

29 番委員 29 番委員です。10 月 23 日に現地調査を行いましたが証明内容どおり特に問題ないと思います。

議長 番号 24 担当の 23 番委員から補足があれば説明をお願いします。

23 番委員 23 番委員です。現地を確認しております。事務局から説明のあったとおりで問題ありません。

議長 番号 25、26 担当の 24 番委員から補足があれば説明をお願いします。

24 番委員 24 番委員です。23 日に現地を確認しました。証明内容どおりで問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

## 記 錄

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第49号については、証明書を交付することに決定します。以上をもちまして、議案の審議を終了します。続きまして、報告第50号から第55号までについて、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 最初に、報告第50号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書23ページから27ページまでです。届出件数は5件、土地は田4筆、畠4筆で面積は2,184.14m<sup>2</sup>であります。転用目的につきましては、個人住宅等であります。

次に、報告第51号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。議案書28ページから29ページまでです。届出件数は2件、所有権の相続であり、土地は田3筆、畠1筆で面積は2,648m<sup>2</sup>であります。

次に、報告第52号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書30ページから31ページまでです。通知件数は1件、農地法上の手続きに係る合意解約であり、土地は田1筆で面積は991m<sup>2</sup>であります。

次に、報告第53号農地改良届についてです。議案書32ページから33ページまでです。届出件数は1件、土地は田1筆で面積は1,839m<sup>2</sup>であります。

次に、報告第54号取下願についてです。議案書34ページから35ページまでです。届出件数は1件であり、農地法第5条についての取下げです。

以上、報告第50号から報告第54号までについて、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。

最後に、報告第55号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書36ページから37ページまでです。令和7年8月の定例総会で可決した農地法第5条申請1件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。以上となります。

議長 事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、報告案件を終了します。以上を持ちまして、令和7年日向市農業委員会10月定例総会を閉会します。